

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

三重県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年三重県条例第四十九号)

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
<p>1 } 5 附則 (略)</p> <p>6 平成二十六年四月一日から平成二十七年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。</p>	<p>1 } 5 附則 (略)</p> <p>(新設)</p>